

## 平成28年度横浜市港湾整備事業費会計予算

平成28年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,094,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 <b>1,302,054</b>
	1 使用料	1,302,054
2 国庫支出金		<b>39,200</b>
	1 国庫補助金	39,200
3 財産収入		<b>35,262</b>
	1 財産運用収入	35,262
4 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
5 諸収入		<b>762,928</b>
	1 貸付金元利収入	601,973
	2 雑収入	160,955
6 市債		<b>17,955,000</b>
	1 市債	17,955,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>20,094,445</b>



歳 出

款	項	金 額
<b>1 港湾整備事業費</b>		<small>千円</small> <b>20,094,445</b>
	1 管 理 費	1,287,954
	2 施 設 整 備 費	71,120
	3 山下ふ頭再開発事業費	13,431,200
	4 港湾施設等整備費貸付金	4,500,000
	5 公 債 費	799,171
	6 予 備 費	5,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>20,094,445</b>



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大黒ふ頭上屋整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成 29 年 度	限 度 額 930,000千円
山下ふ頭再開発事業に伴う建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	平成29年度から 平成30年度まで	限 度 額 4,700,000千円
山下ふ頭再開発事業に伴う厚生施設建設工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成 29 年 度	限 度 額 170,000千円



### 第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備	千円 63,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成28会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0以内%	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭再開発用地造成費	13,296,000	同 上	同 上	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭再開発基盤整備費	96,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設等整備費金貸付	4,500,000	同 上	同 上	同 上
<b>計</b>	<b>17,955,000</b>			